

令和3年3月24日（水）

令和2年度
紀の川市地域公共交通活性化再生協議会
（第4回）

議案書

【時間】 午前10時00分から

【場所】 紀の川市役所 本庁舎5階 501大会議室

目次

会議次第	- 1 -
出席者名簿.....	- 2 -
報告第 1 号.....	- 3 -
資料 1 令和 2 年度第 1 回旅客自動車運送事業者部会の開催結果について	- 4 -
報告第 2 号.....	- 5 -
資料 2 地域公共交通網形成計画の取り組み状況について.....	- 6 -
議案第 1 号.....	- 7 -
資料 3 （参考）令和元年度第 4 回協議会における承認事項	- 8 -
【参考】紀の川市地域公共交通活性化再生協議会 規約.....	- 9 -

会議次第

1. 開 会

2. あいさつ

3. 出席者紹介

4. 報 告

i. 報告第1号

▼令和2年度第1回旅客自動車運送事業者部会の開催結果について

・資料1のとおり

ii. 報告第2号

▼地域公共交通網形成計画の取り組み状況について

・資料2のとおり

5. 議 事

i. 議案第1号

▼地域巡回バスのダイヤおよび路線改正の具体案について

・資料3および別冊資料のとおり

6. そ の 他

7. 閉 会

出席者名簿

規約第4条に基づく位置付け	所属	職名	氏名	備考
(1)紀の川市の指名する者	紀の川市福祉部	部長	橋本 好秀	
	紀の川市農林商工部	部長	釜坂 佳典	
	紀の川市建設部	部長	湯川 晃司	
(2)法第2条第2号に掲げる公共交通事業者等及びその組織する団体が推薦する者	和歌山バス那賀株式会社	常務取締役支配人	森川 圭治	代理出席
	有田交通株式会社	課長	新谷 安孝	代理出席
	株式会社有交紀北	代表取締役	西脇 正宜	
	公益社団法人 和歌山県バス協会	専務理事	森下 清司	
	一般社団法人 和歌山県タクシー協会	副会長	西脇 正宜	代理出席
	和歌山県交通運輸産業 労働組合協議会	委員長	坂前 吉信	
	西日本旅客鉄道株式会社	総務企画課長	藤原 鋭	代理出席
和歌山電鐵株式会社	総務企画部長	麻生 剛史	代理出席	
(3)住民又は利用者の代表	粉河地区区長会	会長	小谷 多加子	
	桃山地区区長会	会長	根来 信之	
	貴志川地区区長会	会長	梅本 秀夫	
	紀の川市身体障害者連盟	会長	川嶋 至	
(4)近畿運輸局和歌山運輸支局長又はその指名する者	和歌山運輸支局	首席運輸企画専門官	黒坂 直樹	
	和歌山運輸支局	首席運輸企画専門官	原田 晋司	
(5)岩出警察署長又はその指名する者	岩出警察署	交通課 巡査部長	中西 祐記	代理出席
(6)道路管理者、学識経験者その他の協議会が必要と認める者	近畿大学生物理工学部	講師	山田 崇史	副会長
	和歌山県企画部地域振興局 総合交通政策課	課長	中嶋 宏	監査委員
	那賀振興局建設部	副部長	井上 浩幸	
ご欠席	紀の川市	副市長	林 信良	会長
	打田地区区長会	会長	信定 佳宏	
	那賀地区区長会	会長	玉西 秀義	
	和歌山河川国道事務所 和歌山国道維持出張所	所長	大田 隆英	
	岩出市総務部総務課	課長	木村 清隆	監査委員

報告第1号

令和2年度第1回旅客自動車運送事業者部会の開催結果について

- 協議会議事を円滑に進行するため、旅客自動車運送事業に関する専門的な事項につき、部会での合意形成を図ったので報告する。

資料1のとおり

令和3年3月24日提出

資料 1 令和 2 年度第 1 回旅客自動車運送事業者部会の開催結果について

1. 日時・場所

令和 2 年 1 2 月 7 日 (月) 午後 2 時 0 0 分から
 紀の川市役所 本庁舎 4 階 4 0 1 会議室

2. 出席者

所属	職名	氏名
近畿大学生物理工学部 人間環境デザイン工学科	講師	山田 崇史
和歌山バス那賀株式会社	常務取締役支配人	森川 圭治
有田交通株式会社	観光部課長	新谷 安孝
株式会社有交紀北	代表取締役	西脇 正宜
近畿運輸局 和歌山運輸支局	首席運輸企画専門官	(輸送監査部門) 黒坂 直樹 (企画調整部門) 原田 晋司
紀の川市企画部地域創生課	次長兼課長	栗本 宗彦
	副主査	西川 昌克
	副主査	井辺 将文

3. 概要

	件名	概要
報告事項	i. 報告第 1 号 ▼運行事業者間の乗継について	令和 3 年 1 0 月に予定している地域巡回バスダイヤおよび路線改正に伴う事業者間の通信手段について。
	ii. 報告第 2 号 ▼令和 2 年度事業について	地域公共交通調査事業の実施状況等について。
	iii. 報告第 3 号 ▼運行継続水準の設定について	地域巡回バスダイヤおよび路線改正の試行運行から本格運行への移行可否判断の水準設定について。
	iv. 報告第 4 号 ▼バス停の管理について	地域巡回バスダイヤおよび路線改正にともない、乗継拠点となるバス停の管理方法の変更について。
議事事項	i. 議案第 1 号 ▼地域巡回バスダイヤおよび路線改正の具体案について	地域巡回バスのダイヤおよび路線改正の具体案について。

報告第2号

地域公共交通網形成計画の取り組み状況について

■地域公共交通網形成計画に基づく事務局の取り組み状況について、報告する。

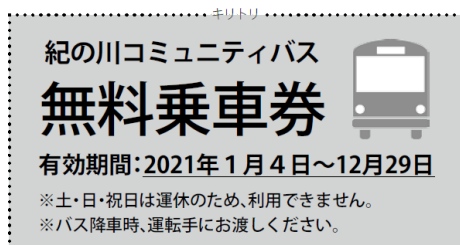
資料2のとおり

令和3年3月24日提出

資料 2 地域公共交通網形成計画の取り組み状況について

■今年度の取り組み状況

日程	取組内容	備考
R2.05 ～07	紀の川コミュニティバス乗降調査	岩出市と連携実施 (延べ16日間実施)
R2.08.26	和歌山電鐵貴志川線乗降調査【事前調査】	近畿大学、和歌山電鐵(株)、 和歌山市と連携実施
R2.10.07	和歌山電鐵貴志川線乗降調査【本調査】 (調査員協力:貴志川線の未来を“つくる”会)	
R3.01	広報紙にて紀の川コミュニティバス無料乗車券を掲載(2回分)	岩出市と連携実施 (有効期間 1/4～12/29)
R3.02	和歌山電鐵貴志川線&紀の川市地域巡回バス電子チケット販売支援	実施主体:紀の川フルーツ観光局
R3.03	紀の川市地域巡回バス乗降調査	13,16,18,20日の4日間で実施
随時	新型コロナ感染症対策に係る経費補助	市内地域鉄道、路線バス、タクシー事業者対象
	和歌山線活性化検討委員会事業	新事業「わかやませんりゅう」の実施等
	乗継利便性向上に向けた検討	IP無線機・バスロケーションシステムの導入検討
	公共交通マップの作成	Googleマップ等に掲載可能なデータの整備



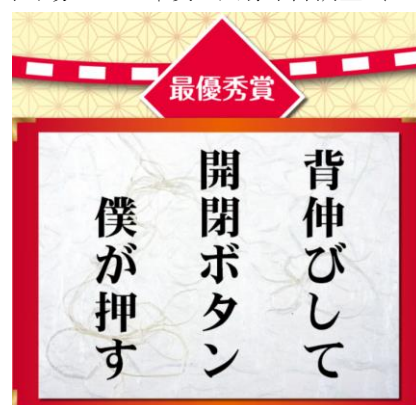
↑紀の川コミュニティバス無料乗車券



↑貴志川線乗降調査(テレビ和歌山)



↑電子チケット販売支援



↑わかやませんりゅう(岩出市在住の方)

議案第1号

地域巡回バスのダイヤおよび路線改正の具体案について

- 令和3年10月1日改正予定の地域巡回バスダイヤおよび路線改正の具体案について、次のとおり承認を求める。

資料3および別冊資料のとおり

令和3年3月24日提出

資料 3 (参考) 令和元年度第 4 回協議会における承認事項

■【承認済】形成計画に定めた基本方針の検討結果 (一部抜粋)

【基本方針Ⅰ】「利用実態に応じた適材適所のサービスの提供」に対応する施策メニュー	
事業の概要	具体方針
I-A 多様な交通サービスの導入	<ul style="list-style-type: none"> ・長大化している路線の短縮化を実施 (始発～終着まで、概ね 1 時間以内で運行) ・利用者が少ない区間で、新たな交通手段への転換を実施 ⇒利用形態が変わるエリアについては、引き続き意見交換会等で説明予定
I-B 拠点間運行の多頻度化	<ul style="list-style-type: none"> ・利用が少ない区間では、運行頻度が低下したり、乗継が発生したりするなど、利便性が低下する側面も。利用実績を分析し、影響を極小化できるよう検討・実施。
I-C 交通拠点の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・買い物施設で乗継 (事業者と調整中) ⇒乗継便への接続時間確保など、利便性低下の抑制策を実施・検討
【基本方針Ⅱ】「市民・事業者・行政がともに担い手の意識を持った地域公共交通ネットワークの維持」に対応する施策メニュー	
事業の概要	具体方針
II-A 駅やバス停環境の維持	(資料 2 での報告のとおり)
II-B 市民主体の活動の支援	
II-C 理解醸成の促進	
II-D 乗務員の確保・育成	
【基本方針Ⅲ】「選ばれる地域公共交通となるための環境整備」に対応する施策メニュー	
事業の概要	具体方針
III-A モビリティ・マネジメントを通じた利用促進	(資料 2 での報告のとおり)
III-B 公共交通マップの作成	

■【承認済】検討を進める中で固めた改正方針 (改正予定日は延期後の日付に修正した。)

- ①新ダイヤ・路線 (案) のターゲットは「買い物」「通院」での利用者とする。
- ②「通勤・通学」利用者は定期的な利用が見込まれることから、一定程度配慮し、時刻を設定する。
- ③路線の短縮化を実現するために乗継を設定し、乗継拠点での接続時間は概ね 10 分以上確保する。
- ④今回の改正では運賃値上げは実施しないものの、乗継毎に 1 乗車とカウントする。
- ⑤令和 3 年 10 月 1 日を改正予定日とし、2 年間の試行運転期間を設け、その後、半年から 1 年半の検討期間を踏まえ、運行の見直しを図る。

【参考】紀の川市地域公共交通活性化再生協議会 規約

制定 平成30年6月14日
改正 令和元年6月27日

(名称)

第1条 本会の名称は、紀の川市地域公共交通活性化再生協議会（以下「協議会」という。）とする。

(目的)

第2条 協議会は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議し、又は地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日国自旅第240号）第3条の規定に基づき、生活交通確保維持改善事業（以下「確保維持改善事業」という。）の作成に関する協議及び実施に関わる連絡調整を行い、若しくは地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（以下「網形成計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議を行うことを目的とする。

(協議事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 確保維持改善事業及び網形成計画の策定及び変更の協議に関する事項
- (2) 確保維持改善事業及び網形成計画に位置付けられた事業の実施に関する事項
- (3) 確保維持改善事業及び網形成計画に位置付けられた事業の実施に係る調整に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的達成のために必要な事項

(構成員)

第4条 協議会は、次に掲げる団体及び個人をもって構成するものとする。

- (1) 紀の川市長の指名する者
- (2) 法第2条第2号に掲げる公共交通事業者等及びその組織する団体が推薦する者
- (3) 住民又は利用者の代表
- (4) 近畿運輸局和歌山運輸支局長又はその指名する者
- (5) 岩出警察署長又はその指名する者
- (6) 道路管理者、学識経験者その他の協議会が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則（平成31年紀の川市規則第25号）のとおりとする。ただし、再任を妨げない。

(会長)

第6条 会長は、紀の川市副市長をもって充てる。

- 2 会長は、法定協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 会長は、協議会の会計を監査する監査委員を委員の中から任命する。
- 4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(副会長)

第7条 副会長は、委員のうちから学識経験者をもって充てる。ただし、学識経験者が複数人いる場合は会長が指名する学識経験者とする。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が不在のときは、会長の職務を代理する。

(監査委員)

第8条 協議会に監査委員2名を置く。

- 2 協議会の出納監査は、監査委員が行う。

3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(協議会の運営)

第9条 協議会は、会長が招集し、副会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員は、都合により協議会を欠席する場合は、代理の者を出席させることができ、代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 協議会は原則として公開とする。ただし、公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるときは、非公開で行うものとする。

6 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(軽微な事項に関する取扱い)

第10条 協議会において協議が調った事項についての軽微な変更に関する取扱いについては、意見照会をもって議決に代えることができるものとする。

(協議結果の尊重義務)

第11条 協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(部会)

第12条 協議会は、第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため必要に応じて部会を設置することができる。

2 部会の設置に際し、組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(守秘義務)

第13条 協議会の委員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第14条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局長は、紀の川市企画部長をもって充てる。

3 事務局次長は、紀の川市企画部地域創生課長をもって充てる。

4 事務局員は、紀の川市企画部地域創生課の職員をもって充てる。

(経費)

第15条 協議会の運営及び事業に要する費用は、負担金、補助金、繰越金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第16条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬)

第17条 協議会は、市民又は公共交通に関する学識経験を有する委員に対し、報酬を支給することができる。

(その他)

第18条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

この規約は、平成30年6月14日から施行する。

この規約は、令和元年6月27日から施行する。